

砺波市農業委員会 4月総会議事録

開催日時 令和8年4月7日（火）午後2時～

開催場所 砺波市役所 3階 大ホール

出席した委員 26名

1番	西原 登	14番	松浦 正一
2番	堀田 敬三	16番	飯田 真紀
3番	吉田 一馬	17番	亀永 理恵
4番	柴田 泰利	18番	土田 英雄
5番	林 政樹	19番	中村 栄克
6番	前野 久	20番	満保 雅春
7番	石田 智久	21番	今井 久人
8番	嶋井 克之	22番	松原 光雄
9番	川邊 洋	23番	黒田 英嗣
10番	舘 和香子	26番	源通 一郎
11番	樋掛 雅彦	27番	齋藤 徹
12番	田嶋 和樹	28番	片山 雅喜
13番	森田 修	29番	水野 勢津子

欠席した委員 3名

15番	飯田 輝一	24番	山本 渉
25番	小幡 直也		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 小西 啓介 主幹 横山 匡英 副主幹 三井 麻美

農業振興課 1名

農地調整係 主任 平塚 伸治

付議案件

議事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 4) 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項第1号 非農地証明書の発行に伴う意見について
- 2) 協議事項第2号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

その他

(開会14:00)

事務局 それでは、「令和8年度・砺波市農業委員会4月総会」を開会いたします。会議に先立ちまして、川邊会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会長 ご苦勞様です。お忙しいところ総会に出席いただき誠にありがとうございます。

委員の皆さんには農業委員会活動を7月の任期までよろしくお願ひします。さる3月16日には新川文化ホールにおいて農業委員研修会があり、この中で農業委員業務の4本柱について講義がありました。4本柱の一つ目は農地の確保と有効利用、二つ目には農地の利用の最適化、三つ目には農業経営の合理化・情報提供、四つ目には意見の提出であります。農業委員の皆様には、これらを胸に各地区で活動を推進していただきたいところであります。簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中26名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号16番 飯田 真紀 委員、議席番号17番 亀永 理恵 委員にお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願ひします。

事務局 議案書の1ページから2ページをお願ひします。

今月の案件は、5件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1及び2は自家菜園として利用するため譲り受けます。

番号3及び4は現在の耕作者が引き続き農地として利用するため譲受けます。

番号5は県外に居住する所有者が譲渡を希望していたところ、地元に住居する親族が農地として利用するため譲受けます。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第1号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1番については、現在は田としての利用は行っていませんが、隣接地の所有者が畑等に利用し管理するため譲受けを希望したものです。
ご承認よろしく申し上げます。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　森田委員、どうぞ。

森田委員 　　2番については、県道拡幅に伴う収用事業による代替地として畑の取得を希望したものです。
ご承認よろしく申し上げます。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 　　5番については、譲渡人は遠方の居住であり管理も難しいことから、親

族が譲受し耕作する予定であるものです。

ご承認よろしく申し上げます。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 齋藤委員、どうぞ。

齋藤委員 4番については、譲渡人が資産の整理を希望したため、現在の耕作者である経営体が譲受けるものです。

ご承認よろしく申し上げます。

議 長 3番について、事務局から何かありますか。

事 務 局 先程の説明のとおりであります。

議 長 わかりました。他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。

ここで、4番の案件につきましては、議席番号4番の柴田泰利委員に関する案件となりますので、会場から一時ご退席をお願いします。

(4番 柴田泰利委員 退室)

ただ今の「議案第1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。

(4番 柴田泰利委員 入室)

議 長 続きまして、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の3ページをお願いします。今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

転用案件の別添資料の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。
申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。

農地転用の許可基準は、「隣接する土地との一体利用」に該当します。
前所有者が農地転用の手続きを行わず、申請地である農地に倉庫等を建築していたため、この度は是正を図ります。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第2号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　鴨井委員、どうぞ。

鴨井委員 　　1番については、相続手続の過程で違反転用が発覚したものです。過去に許可を得ず農地に建物を建築した違反転用の案件です。今回は是正を図ります。

ご承認よろしく申し上げます。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　堀田委員、どうぞ。

堀田委員 　　今回に限らず、違反転用の案件が毎月提出されています。農業委員会は、農地の保全を目的としており、原状復帰を求める等、これに対する強い姿勢を示さなければならないのではないか。事務局としての方針を問います。

議 長 　　違反転用に係る手続きについて、事務局から説明を求めます。

事 務 局 　　事務手続きにつきましては、建築物の場合はその建築物の必要性や利用状況を勘案するとともに、申請者から始末書の提出を求め是正の対応をとっています。ただし、特に悪質性の高い案件につきましては、県は厳しい対応方針を示しており、本市といたしましても同様の対応とするものです。なお、今回の案件につきましては、現状を総合的に判断し是正を求めることが適切であると判断したところです。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 堀田委員、どうぞ。

堀田委員 事情は理解するものの、違反転用に対する姿勢を示す機会や対応が必要ではないか。検討をお願いいたします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 中村委員、どうぞ。

中村委員 違反転用の多くの案件においては、地権者は転用について把握していない状況にあるようです。過去には建築工事業者が建築確認申請の際に地目の確認を怠ったところもあると思われます。現在の業者は地目を確認していることから、同様の案件は今後発生することは低いと思われます。近年増加している案件は数十年前の建築に係る申請であり、致し方ないところもあるのではないかと思います。

議 長 堀田委員の意見は、当該案件ではなく違反転用全般に対する厳しい対応を示していかなければならないというご指摘であったと思います。事務局には、今後も申請受付にあたり十分な状況確認を求めます。

他にご質問等はありませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第2号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の4ページをお願いします。

今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の6～10ページと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

申請者は、生活及び交通の利便性が高い市街地において住宅建築を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第3号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　林委員、どうぞ。

林 委員 　　1番については、当該農地は道路と住宅に囲まれたところであります。また、杉木土地区画整理事業により整備された地域で、用途地域区域内であります。ご承認よろしく願います。

議 長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第3号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用賃借権設定転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事 務 局 　　議案書の5ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

（議案書番号1朗読）

別添資料の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域区域内にあり農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請者は、保育所等の経営を行っており、申請地において、地域児童を対象とした放課後児童クラブ施設建設を計画しております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第4号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　1番については、申請者は従前より近隣で保育所等の経営を行っており、申請地において地域児童を対象とした放課後児童クラブ施設建設を計画しているものです。

ご承認よろしく願います。

議 長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第4号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項に入ります。「協議事項第1号 非農地証明書の発行に伴う意見について」事務局より説明願います。

事 務 局 　　議案書の6ページをお願いします。
非農地証明願の案件の別添資料と併せてご覧ください。
今月、非農地証明願は3件でございます。

（協議事項第1号朗読）

いずれの案件も先月、事務局において現地を確認したところ、山奥というわけではありませんが、すでに多くの樹木が育っており、農地でなくなってから相当期間が経っていると容易に推測されます。

農地として利用するには一定水準以上の物理的な条件整備が必要となることや周囲の状況からみて、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれます。

このため、非農地に地目を変更することが相当の対応と確認しています。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項第1号」について、

補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 片山委員、どうぞ。

片山委員 1番及び2番については、昨年から実施している里山再生事業にて管理していきたいと考えています。
ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項第1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「協議事項第2号 農用地利用計画の変更について」事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の7ページをお願いします。令和8年今月の「農用地区域からの除外願」の案件は3件となっております。

（除外案件番号1朗読）

除外案件別添資料の1ページから5ページまでと併せて願います。
願出者と譲受人は、親子であり電気保安業務関連の資材を置く場所が手狭になったのと子供が大きくなり、駐車スペースが足りなくなったことから敷地拡張を計画しています。

（除外案件番号2朗読）

除外案件別添資料の6ページから10ページまでと併せて願います。願出者は、既に3棟の共同住宅を所有・経営をしています。物件は入居率ほぼ100%であり、まだまだ需要はある地域であり、その需要を満たすため、新たな共同住宅を計画するものです。

（除外案件番号3朗読）

除外案件別添資料の11ページから15ページまでと併せて願います。譲受人は、出町地区における住宅需要の高さを受け、学校や病院な

どの公共施設も近く、良質な住環境を提供できるこの場所で注文分譲住宅地を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項第2号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　鴨井委員、どうぞ。

鴨井委員 　　1番については、当該農地は現在事業実施中である基盤整備事業の対象外であります。

ご承認よろしく願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　西原委員、どうぞ。

西原委員 　　2番については、該当する土改等の了解を得ています。

ご承認よろしく願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　3番については、すでに耕作は無く荒地となっていたものです。

ご承認よろしく願います。

議長 　　他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「協議事項第2号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号から第2号について、事務局より説明願います。

事務局

議案書の9ページをお願いします。

「報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」
(番号1読み上げ)

番号2以降は読み上げ省略しまして、合計は16ページをお願いします。
合計で53件中間管理事業による重複を除いて47筆79,561㎡
です。

続きまして、議案書の17ページをお願いします。

「報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告につ
いて」

(番号1読み上げ)

番号2以降は読み上げ省略しまして、合計は19ページをお願いします。
合計で10件、51筆、68,638.75㎡です。
私からは以上でございます。

議長

ただ今、報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
最後に、その他について、事務局からの連絡事項がありましたら、
お願いします。

事務局

令和7年度下半期農業委員報酬の支払いについて
富山県農業会議刊行物の配付について
活動報告の提出について
議案書の取扱いについて

議長

これにて 本日の総会を閉会いたします。

(閉会14:45)

本会議の顛末を記載しその事実相違ないことを証するためここに署名・捺印する。

令和8年4月7日

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印